特定非営利活動法人見附市スポーツ協会ほう賞金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、見附市のスポーツ振興及び競技力向上に資するため、各種競技大会に参加し優秀な成績を収めた者にほう賞金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(ほう賞金の対象)

- 第2条 ほう賞金の対象者は、見附市内に在住する者又は見附市内の競技団体等に所属する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、学生については、現住所が市外であっても、その保護者が市内に在住する場合は対象とする。
 - (1) 日本代表としてオリンピック、世界選手権等の国際大会に出場した者
 - (2) 新潟県の予選会、選考会によって選出され、新潟県代表として日本選手権等の全国大会に出場した者
 - (3) 新潟県代表として北信越大会等のブロック大会に出場し、入賞に値する成績を収めた者
 - (4) 見附市代表として新潟県大会に出場し、優勝した者

(ほう賞金の額)

第3条 ほう賞金の額は、別表のとおりとする。

(ほう賞金の申請)

- 第4条 ほう賞金の交付を受けようとする者は、別に定める様式に従い、見附市スポーツ協会会長あてに申請するものとする。
- 2 申請は毎年4月1日から翌年3月31日までの間にあげられた競技結果に基づき、当該大会終了後2カ月以内に申請するものとする。
- 3 申請は大会単位に行うことができる。ただし、予選会を含む同一大会においては 最終成績をもって申請するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めのない事項に関しては、理事会において定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、令和5年6月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 見附市スポーツ協会ほう賞金規程(令和4年4月1日制定)はこの規程施行の日 において廃止する。

別表(第3条関係)

区分	内容及び金額	
個人	日本代表として国際大会に出場する者	10,000円
	上記以外に該当する者	5,000円
団体	9人までの団体については、個人金額 (5,000円) ×人数	
	10人以上の団体については、一律50,000円とする。	